

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○県営土地改良事業の工事の完了

○土地改良区の定款変更の認可

公 告

○開発行為に関する工事の完了

教育委員会

○高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

ページ

(農村振興課)

(東部地方振興事務所)

(建築宅地課)

告 示

○宮城県告示第五百五十一号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の第三項の規定により公告する。

令和四年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
井内	農山漁村地域整備交付金(水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))	令和三年九月二十二日

○宮城県告示第五百五十二号

伊豆沼土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年七月十四日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年七月二十六日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 一裕

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年七月二十六日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

株式会社大東ジェイホーム

教育委員会

高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十六日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第二十二号

高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則(昭和四十九年宮城県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「(本人署名又は記名押印)」を削り、

日本育英会の奨学金貸与状況	奨学金の有無	有・無	特別奨学金 一般奨学金	月額	円

「独立行政法人日本学生支援機構奨学金貸付状況」	貸付の有無	有 ・ 無
-------------------------	-------	-------

改める。
様式第一号の二を次のように改める。

様式第一号の2（第2条関係）
学 習 計 画 書

宮城県教育委員会殿
所属課程
年 次 名 氏

教 科 科 目	日 次	1年	2年	3年	4年	単 位 数	教 科 科 目	日 次	1年	2年	3年	4年	単 位 数	
		次	次	次	次				次	次	次	次		
単位数合計														
特 別 活 動														

上記のとおり相違ないことを証明します。
年 月 日
(注) 特別活動の欄については、時間数を記入すること。

高等学校長 印

様式第二号中「氏名」を「印」を
「氏名」に改める。

旧	住所	
	氏名	
		④

を

改める。

様式第六号中「(本人署名又は記名押印)」を「印」を

「貸付決定番号

様式第七号及び様式第八号中 住所 氏名 を

住所 氏名 「印」を

「貸付決定番号

住所 氏名 改める。

住所 氏名 」

様式第九号中「(本人署名又は記名押印)」を「印」を

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

に